

遺言者が遺言書を預ける（遺言書の保管の申請）

保管の申請の流れ

1 自筆証書遺言に係る遺言書を作成する

注意事項をよく確認しながら、遺言書を作成してください。

2 保管の申請をする遺言書保管所を決める



保管の申請ができる遺言書保管所

遺言者の住所地

遺言者の本籍地

遺言者が所有する不動産の所在地

のいずれかを管轄する遺言書保管所

ただし、既に他の遺言書を遺言書保管所に預けている場合には、その遺言書保管所になります。

3 申請書を作成する

申請書に必要事項を記入してください。

申請書の様式は、法務省 HP (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html) からダウンロードできます。また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

4 保管の申請の予約をする

5 保管の申請をする

次の⑦から⑩までのものを持参して、予約した日時に遺言者本人が、遺言書保管所にお越しください。

⑦遺言書

ホッチキス止めはしないでください。封筒は不要です。

⑧申請書

あらかじめ記入して持参してください。

⑨添付書類

本籍の記載のある住民票の写し等（作成後3か月以内）

※遺言書が外国語により記載されているときは、日本語による翻訳文

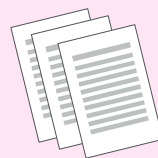
⑩本人確認書類（有効期限内のものをいずれか1点）

マイナンバーカード 運転免許証 運転経歴証明書 旅券 乗員手帳
在留カード 特別永住者証明書

⑪手数料

遺言書の保管の申請の手数料は、1通につき **3,900円**です（必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。）。

※一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り返却されません。



6 保管証を受け取る

交付される保管証のイメージ画像 →

手続終了後、遺言者の氏名、出生の年月日、遺言書保管所の名称及び保管番号が記載された保管証をお渡します。

遺言書の閲覧、保管の申請の撤回、変更の届出をするときや、相続人等が遺言書情報証明書の交付の請求等をするときに、保管番号があると便利です。大切に保管してください。

遺言書を法務局（遺言書保管所）に預けていることをご家族にお伝えになる場合には、保管証を利用されると便利です。

遺言者が預けた遺言書を見る（遺言書の閲覧）

遺言者は、遺言書の閲覧の請求をして、遺言書保管所で保管されている遺言書の内容を確認することができます。閲覧の方法は、モニターによる遺言書の画像等の閲覧、又は、遺言書の原本の閲覧となります。

遺言書の閲覧の請求の流れ

1 閲覧の請求をする遺言書保管所を決める



閲覧の請求ができる遺言書保管所

モニターによる閲覧

全国のどの遺言書保管所でも、閲覧の請求をすることができます。

遺言書原本の閲覧

遺言書の原本が保管されている遺言書保管所でのみ閲覧を請求することができます。

2 請求書を作成する

請求書に必要事項を記入してください。請求書の様式は、
法務省 HP (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)
からダウンロードできます。また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

3 閲覧の請求の予約をする

4 閲覧の請求をする

請求書を遺言書保管所に提出してください。



閲覧の請求ができる者

・遺言者本人のみ



添付書類

不要です。



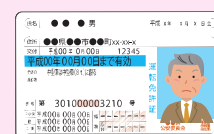
本人確認

遺言者の本人確認のため、運転免許証等、顔写真付きの身分証明書を提示していただきます。

※モニターによる閲覧の手数料は、1回につき **1,400円**です。

※遺言書の原本の閲覧の手数料は、1回につき **1,700円**です。

※必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。



5 閲覧をする



遺言者が預けた遺言書を返してもらう（撤回）

遺言者は、遺言書保管所に保管されている遺言書について、保管の申請の撤回をすることにより、遺言書の返還等を受けることができます。

保管の申請の撤回の流れ ※保管の申請の撤回は、遺言の効力とは関係がありません。

1 撤回書を作成する

撤回書に必要事項を記入してください。撤回書の様式は、
法務省 HP（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html）
からダウンロードできます。また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。



保管の申請の撤回ができる者
・遺言者本人のみ

本人確認
遺言者の本人確認のため、運転免許証等、**顔写真付きの身分証明書**を提示していただきます。



2 撤回の予約をする

保管の申請の撤回ができる遺言書保管所
遺言書の原本が保管されている遺言書保管所のみです。

3 撤回し、遺言書を返してもらう

撤回書（及び添付書類）を遺言書保管所に提出してください。

添付書類 不要です。ただし、保管の申請時以降に遺言者の氏名、住所等に変更が生じている場合には、変更が生じた事項を証する書面を添付する必要があります。
※遺言書の保管の申請の撤回には手数料はかかりません。

遺言者が変更事項を届け出る（変更の届出）

遺言者は、保管の申請時以降に氏名、住所等に変更が生じたときには、遺言書保管官にその旨を届け出る必要があります。

変更の届出の流れ

1 届出書を作成する

届出書に必要事項を記入してください。届出書の様式は、
法務省 HP（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html）
からダウンロードできます。また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

変更の届出ができる者
・遺言者本人 左記の親権者や成年後見人等の法定代理人

2 変更の届出の予約をする

変更の届出ができる遺言書保管所
全国のどの遺言書保管所でも届出をすることができます。**※変更の届出は郵送でも可能です。**

3 変更の届出をする

変更届出書及び添付書類を遺言書保管所に提出又は送付してください。

添付書類 変更が生じた事項を証する書面（住民票の写し、戸籍謄本等）
請求人の身分証明書のコピー

法定代理人が届出する場合 戸籍謄本（親権者）又は登記事項証明書（後見人等）（作成後3か月以内）
※遺言者本人以外の氏名、住所等に変更が生じた場合には、添付書類は不要ですが、正確な通知のためには住民票等で確認いただいた上で届けてください。
※変更の届出には手数料はかかりません。